

<一般委託>

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

河川等剪定委託(一般委託)仕様書

河川等剪定委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は河川環境を保全するため、樹木管理、除草を行うものである。
2	履行期間	契約日から令和2年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市内一円
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	なし
7	資格要件	なし
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託):契約単位は別紙のとおり
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	業務の施工にあたっては、本業務仕様書を優先適用するほか、平成28年4月制定の「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとする。 この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	土木部 河川・傾斜地課

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

河川等剪定委託 内訳書

(単価契約用)

(税抜き)

No.	項目	規格	単位	予定数量	上限単価(円)	契約単価(円)
1	高木せん定工	夏期せん定、幹周60cm未満 10本未満	本	4	9,533	
2	高木せん定工	夏期せん定、幹周60cm以上120cm未満 10本未満	本	4	23,690	
3	高木せん定工	冬期せん定、幹周60cm未満 10本未満	本	8	8,309	
4	高木せん定工	冬期せん定、幹周60cm以上120cm未満 10本未満	本	8	20,416	
5	低木・中木せん定	球形、樹高100cm未満 10本未満	本	4	1,242	
6	低木・中木せん定	球形、樹高100cm以上200cm未満 10本未満	本	4	4,160	
7	低木・中木せん定	球形、樹高200cm以上300cm未満 10本未満	本	4	11,863	
8	低木・中木せん定	円筒形、樹高100cm未満 10本未満	本	4	572	
9	低木・中木せん定	円筒形、樹高100cm以上200cm未満 10本未満	本	4	1,780	
10	低木・中木せん定	円筒形、樹高200cm以上300cm未満 10本未満	本	4	4,922	
11	寄植せん定工	低木(株物) 100㎡以上1000㎡未満	㎡	250	424	
12	寄植せん定工	中木 1000㎡以上	㎡	3,500	563	
13	枝落とし工	吊るし切り、胸高直径10cmまで	本	2	8,722	
14	枝落とし工	吊るし切り、胸高直径20cmまで	本	2	19,964	
15	枝落とし工	吊るし切り、胸高直径30cmまで	本	2	38,221	
16	枝落とし工	吊るし切り、胸高直径40cmまで	本	2	66,983	
17	枝落とし工	吊るし切り、胸高直径50cmまで	本	1	113,980	
18	枝落とし工	吊るし切り、胸高直径60cmまで	本	1	179,114	
19	伐倒工	吊るし切り、胸高直径10cmまで	本	2	11,827	
20	伐倒工	吊るし切り、胸高直径20cmまで	本	2	25,007	
21	伐倒工	吊るし切り、胸高直径30cmまで	本	2	45,189	
22	伐倒工	吊るし切り、胸高直径40cmまで	本	2	78,991	
23	伐倒工	吊るし切り、胸高直径50cmまで	本	1	135,704	
24	伐倒工	吊るし切り、胸高直径60cmまで	本	1	211,668	
25	人力除草	除草、集草、積込・荷卸、運搬、処分	㎡	3,000	283	

※ 各業務の発生材の運搬費および処理費は各単価に含むものとする。

※ 契約単価は、上限単価をこえることができない。

※ 契約単価は、円止めとする。

※ 予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。

※ 契約単価は、契約者が記入すること。

河川等剪定委託 特記仕様書

1. 一般事項

(1) 適用

- ア 本仕様書に従い業務を履行すること。
- イ 本仕様書に明記なき不明な点については、監督員と協議しその指示に従うこと。

(2) 官公庁への手続き

- ア 受託者は、業務の履行にあたり必要な関係官公庁およびその他の関係機関への届出などを遅滞なく実施し、監督員に報告しなければならない。

(3) 関係法規の遵守

受託者は、業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規則を守り、作業の円滑な進捗を図ること。

(4) 変更

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続きをおこなうが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更をおこない、これに伴う契約変更の手続きは、履行期間の末におこなう。

(5) 疑義の解決

本委託において仕様書並びに設計図書で疑義を生じた場合は、監督員と協議しその指示に従い業務を遂行すること。

(6) 地元住民への対応

- ア 受託者は業務の履行に先立って、監督員と調整の上、地元住民に業務の内容を説明し、理解と協力を求め、業務の円滑な進捗を図ること。
- イ 受託者は、業務に関し、地元住民から要望などがあつたとき、又は交渉を要するときには、速やかに監督員に連絡し、誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について遅滞なく報告すること。

(7) 業務看板の設置

- ア 受託者は、業務内容の表示板、その他作業現場に必要な注意看板などを、公衆の見やすい場所に設置すること。
- イ 業務内容の表示板については、下記に示す項目を明記すること。
 - ・挨拶文
 - ・業務内容
 - ・期間、作業時間帯
 - ・業務種別
 - ・発注者名、電話番号（代表）
 - ・施工者名、電話番号（本社または現場事務所）
 - ・市章看板の内容、大きさについては監督員と協議すること。

(8) 通報

受託者は、業務委託施行時に委託範囲において施設の破損や不法投棄等の異常を発見した場合は、監督員に報告すること。

(9) 後片付け

受託者は、業務委託の作業終了後、速やかに現場の後片付け、清掃を行うこと。

(10) 提出書類

ア 受託者は、提出書類を委託契約約款に基づいて提出すること。

イ 受託者は、契約締結後速やかに下記について提出すること。

- ・着手届
- ・工程表
- ・緊急時連絡届
- ・下請負業者届又は直営届
- ・業務計画書（2部）

(11) 現場代理人等

受託者は、現場代理人等を選定するにあたり、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために監督員との連絡調整をおこなえる者を選定すること。

2. 業務委託の監理

(1) 業務計画書

ア 受託者は、業務委託の実施にあたり、作業内容、手順、作業方法、安全対策などについて監督員と十分調整の上、業務計画書を作成し、これを遵守し業務の履行に当たらなければならない。

イ 業務計画書には次の事項について記載すること。

- ・業務概要
- ・計画工程表（詳細）
- ・現場組織表
- ・主要機械等
- ・施行方法
- ・施行管理計画
- ・緊急時の体制及び対応
- ・交通管理
- ・安全管理
- ・環境対策
- ・廃棄物適正処理

(2) 工程管理

ア 受託者は、工程表に基づき、適正な進捗管理に努めること。

イ 各作業は、天候、繁茂状態、対象樹木の適正な作業時期などを考慮し、最大の効果が期待できるよう、監督員と調整し進めること。

ウ 受託者は、工程に変更が生じる恐れのある場合には、承諾を受けること。

- エ 受託者は業務の週報を監督員に提出すること。ただし、監督員が必要ないと認めるときは、これに準ずる報告書（月報など）を提出すること。
- オ 各作業の着手時、完了時は監督員に連絡すること。
- カ 受託者は、監督員の指示により河川及び歩行者の安全確保のために必要な作業を早急におこなうことがある。

(3) 安全管理

- ア 受託者は、作業にあたって地元住民、通行者などに危険がないよう、十分な安全対策を講じること。
- イ 受託者は、交通の安全について、関係官公庁と協議するとともに、自動車交通及び歩行者交通に危険が及ばないように十分な安全対策を講じること。
- ウ 受託者は、豪雨、強風、積雪などの荒天時に際しては、天気予報などの情報を把握し、常にこれに対処できるように準備すること。
- エ 作業機械や道具類、剪定枝、刈草等は、交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、風等で道路や近隣に散乱しないように注意すること。
- オ 作業に従事する者は、作業に支障のない服装で、必要に応じてヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じること。
- カ 受託者は、作業に従事する者に対し、刈払機の安全衛生教育等、使用機械に関する研修等を行うこと。
- キ 作業中は、蜂等の害虫に注意し、攻撃性が高まる時期は必要な装備を整えて作業を行うこと。
- ク 受託者は、事故などが発生した場合には、まず被害者の救助に当たるとともに、二次災害を防止するために必要な措置を講じ、担当職員及び関係機関に直ちに連絡すること。また、事故の原因、経過及び被害の内容などについて、遅滞なく事故報告書を提出すること。

(4) 現状復旧

受託者は、作業にあたり、河川施設及び占用物件等の周辺施設、他の樹木などを損傷させないように注意すること。万一、損傷した場合は、直ちに監督員及び関係機関に連絡するとともに、応急措置をおこなうこと。また、受託者の負担において原状に復旧し、報告すること。

(5) 発生材の対応

- ア 受託者は、剪定枝、刈草等の発生材を現場に存置することなく、作業の都度搬出し、適正な対応をすること。ただし、あらかじめ監督員の確認を得たものについては、この限りではない。
- イ せん定作業により発生した枝、幹等は、チップ化工場にて処理すること。
- ウ 除草作業により、発生した廃棄物は、一般廃棄物として処理すること。

(6) 過積載の防止

受託者は、剪定枝や刈草等の運搬にあたっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

(7) 記録写真

- ア 記録写真は、以下に示す項目について撮影すると共に、整理・保管し、検査時に提出すること。
- ・作業ごとにその内容が確認できる写真を、作業前、作業後について同一の場所から撮影したもの
 - ・各種作業の出来形が確認できるようスタッフ、テープ等を用い撮影すること。
 - ・現場の看板や保安施設等の設置状況等の安全管理に関わるもの
- イ 撮影に際しては、以下に示す項目を明記した黒板を用いること。
- ・業務委託名
 - ・撮影場所（河川名等）
 - ・作業名
 - ・撮影日
 - ・受託者名
- ウ 写真はカラーサービス版とし、河川別、作業ごとに写真帳（A4）に整理し、業務完了時に、完了報告書内に綴り提出すること。
- エ 写真撮影にデジタルカメラを用いる場合は下記のとおりとする。
- ・十分に前記に示す内容が認識できるものであれば、デジタルカメラによる撮影の印刷物も写真と同様と見なす。その場合、必要な情報が網羅されていれば、印刷物による提出で良い。
- オ 写真（画像）は、拡大や明るさの補正以外の加工はおこなってはならない。
- カ 撮影場所、撮影頻度、写真の提出方法などは、業務計画書に記載し、監督員の確認を得ること。

3. 業務委託の完了

(1) 委託の検査

- ア 受託者は、委託契約約款に基づく検査を受けなければならない。
- イ 検査は、各月ごとにおこなう事を原則とするが、これにより難しい場合は監督員と協議すること。
- ウ 受託者は、完了届を提出するとともに、業務完了検査にあたり以下の書類を業務の内容に応じて作成し、業務完了時に提出すること。
- ・出来高数量表
 - ・出来高数量内訳及び数量根拠資料（面積計算書、根拠図など）
 - ・記録写真
 - ・実施工程表
 - ・廃棄物等の処分伝票及び集計表
 - ・業務日誌
 - ・その他監督員が必要と認めた書類
- エ 受託者は、検査に必要な図書などについて、監督員又は検査員の指示に従わなければならない。

4. 業務全般

(1) 業務全般

ア 本業務委託の対象範囲は、別紙図面および下記一覧表の植栽帯等を主とし、受託期間内において樹木管理、除草をおこなうものとする。

番号	河川名	対 象	住 所
1	吾妻川	左岸植栽帯・高木	田浦港町
2	竹川①	茶畑公園植栽	武三丁目
3	竹川②	左岸植栽帯・高木	武一丁目
4	竹川支川（2）	左右岸植栽帯・高木	太田和一丁目、林一丁目
5	小田和川①	左右岸植栽帯・高木	太田和一丁目、二丁目
6	小田和川②	左岸植栽帯	太田和一丁目、二丁目
7	小田和川③	親水施設部植栽・左岸植栽帯	太田和五丁目
8	荻野川①	親水施設部植栽	長坂三丁目、荻野
9	荻野川②	親水施設部植栽	長坂三丁目、長坂五丁目
10	関根川①	調整池植栽	子安
11	関根川②	親水施設部植栽・高木	湘南国際村一丁目、子安
12	浜田川	植栽帯	秋谷
13	長久保川	植栽帯	秋谷

イ 受託者は、監督員の指示により業務をおこなうこと。

ウ 施行にあたっては、監督員と協議及び、現地立会をおこない施行内容、施行方法を確認すること。

エ 各作業終了後は、作業区域内の清掃をおこなうこと。

オ 業務にあたり、監督員の指示により上記対象範囲の他に業務を行う事もある。

5. 樹木管理（せん定）

(1) 目的

植樹管理（せん定）は、河川及び水路敷地内の樹木の美観保持、実用上の機能の向上、生育条件の向上を目的とする。

(2) せん定工

ア 河川・水路敷地内に生育している樹木のせん定をおこなうこととする。

イ せん定にあたっては、樹形、樹木間のバランスなど景観に配慮すること。

ウ せん定樹木の実用上の機能を考慮し、せん定をおこなうこと。

エ 樹種ごとに適正なせん定時期を考慮し作業をおこなうこと。

オ 樹木、樹形にかかわらず、枯れ枝、病害虫に冒されている枝等の剪除すべき枝は、せん定すること。

カ せん定作業により発生した枝等は、チップ化工場に持ち込むこと。

キ 運搬時は、積込んだ枝等について、荷台からの飛散がないようにすること。

(3) 枝落とし工

- ア 枝落とし工については、吊るし切りとする。
- イ 周囲に障害物がある場合、大木を処理する際は、レッカー車、滑車等を用い周辺施設に損傷を与えないように作業すること。
- ウ せん定作業により発生した枝等は、チップ化工場に持ち込むこと。
- エ 運搬時は、積込んだ枝等について、荷台からの飛散がないようにすること。

(4) 伐倒工

- ア 伐倒工については、吊るし切りとする。
- イ 周囲に障害物がある場合、大木を処理する際は、レッカー車、滑車等を用い周辺施設に損傷を与えないように作業すること。
- ウ 伐倒木の根株は、危険のないように地際で処理すること。
- エ せん定作業により発生した枝等は、チップ化工場に持ち込むこと。
- オ 運搬時は、積込んだ枝等について、荷台からの飛散がないようにすること。

6. 除草工

(1) 目的

除草工は、以下を目的とする。

- ・植栽帯等の美化及び景観の維持
- ・雑草による樹木の生育阻害防止
- ・病虫害発生の予防
- ・火災の防止

(2) 除草工

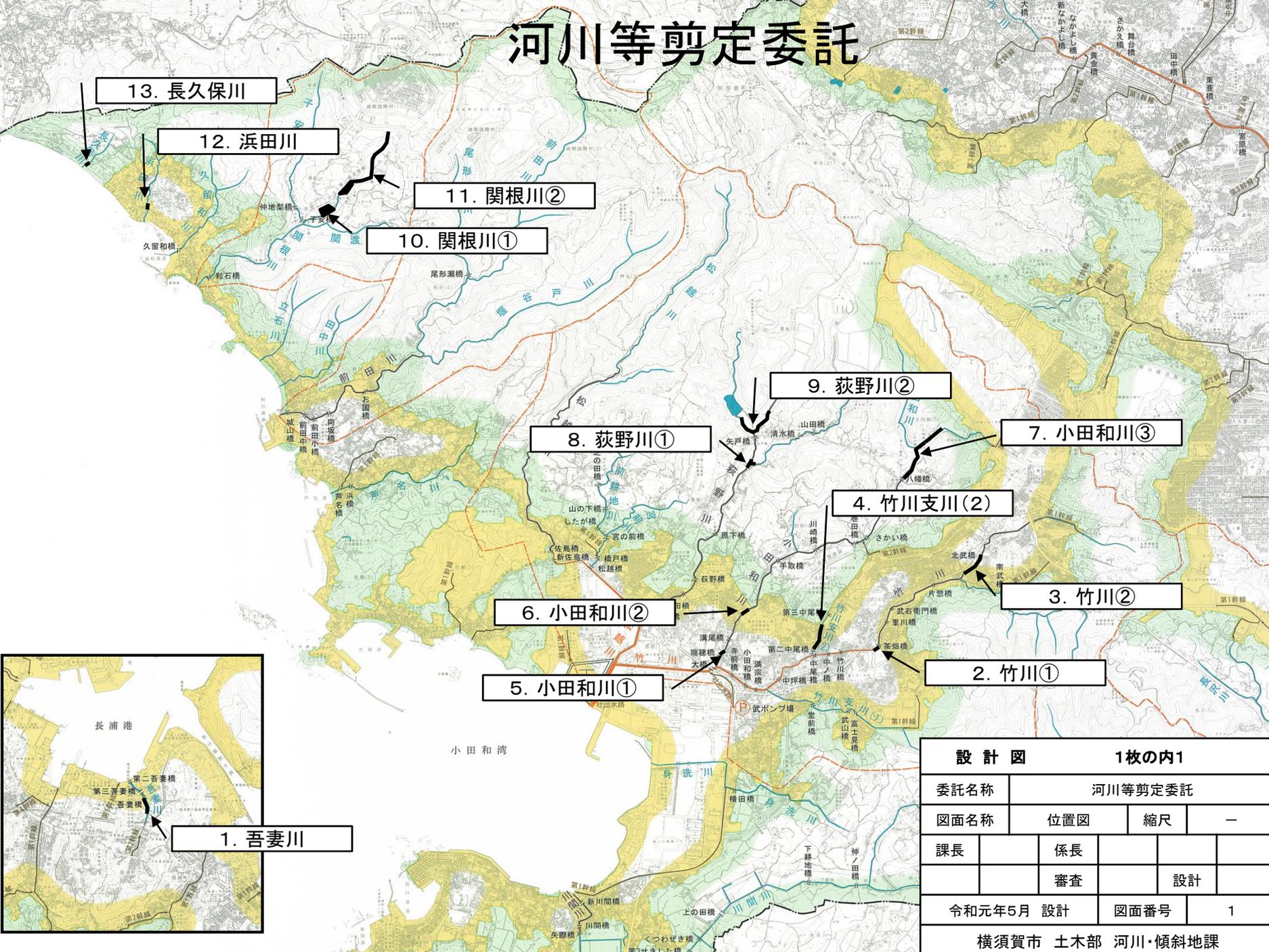
- ア 対象範囲及び指示範囲内に繁茂しているものを刈り込むこと。
- イ 刈高は地表面から3cm未満とし、刈りむらのないように均一に刈り込むこと。
- ウ ただし、のり面の草刈については、表土の流出を防ぐために、地面を露出させないよう刈り高に注意すること。
- エ 刈り残しがないように注意すること。
- オ 河川施設などにかからんでいるつる性雑草も除去すること。
- カ 刈った草は風雨による飛散や流出があるので、作業の都度搬出または、積込をおこなうこと。
- キ 刈り跡はきれいに清掃すること。
- ク フェンスなどの河川施設及び河川用地に隣接する他の施設を損傷しないように注意すること。
- ケ 収集した刈草（一般廃棄物）は、市の施設（南処理工場）に搬入すること。
- コ 運搬時は、収集した廃棄物が荷台から飛散しないようにすること。

7. その他

(1) その他

- ア この単価契約で示した工種以外の工種および業務が発生した場合には、協議により決定する。
- イ 下請負者を使用する場合は、市内業者を優先的に選定するよう配慮すること。

河川等剪定委託



設計図		1枚の内1		
委託名称	河川等剪定委託			
図面名称	位置図	縮尺	-	
課長	係長			
	審査		設計	
令和元年5月 設計		図面番号	1	
横須賀市 土木部 河川・傾斜地課				